

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成27年4月14日
戦略企画部

県民の声を受けて、平成27年3月16日及び同年4月1日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は19件ですが、このうち3件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は22件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、Aを印した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	15	2	3	2				22

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既に実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部								
戦略企画部						1		1
総務部		1				2		3
健康福祉部		4				1		5
環境生活部						1		1
地域連携部								
農林水産部								
雇用経済部		2				2		4
県土整備部		1			1		1	3
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局		1						1
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		3					1	4
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		12			1	7	2	22

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを印したもの)

ア 職員の処分についての照会 No. 2

イ 職員の登庁時間についての苦情 No. 3

ウ 職員の対応についての苦情 No. 15

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成27年3月16日及び同年4月1日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄のAは、職員に関するもの(3件)

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	概要	対応局	対応課	対応内容	反映区分
1	2015/3/2	電話	照会	ホームページの写真について	三重県のホームページのトップにある知事の写真は、当選当時の写真ですね。これを現在のものにしないのはなぜですか。対談やブログ等では現在の写真が使用されています。せめて1年に1回ぐらいは更新してはどうでしょうか。	戦略企画部	秘書課	知事の顔写真につきましては、県ホームページや報道関係、さらには各種団体からの提供依頼があった場合など、多岐にわたり使用されることから、統一をさせていただいているところです。なお、現在の顔写真につきましては、知事就任時に撮影を行ったものを使用させていただいています。	施策の参考とする
2(A)	2015/2/12	電子メール	照会	職員の処分について	6月に失職している職員の発表がありました。その後どうなったのでしょうか。その後、職員の処分の発表もないですが。うやむやになったのですか。	総務部	人事課	元職員の一連の行為により、県民の皆様にご多大なご心配ご迷惑をおかけいたしましたことについて、深くお詫び申し上げます。地方公務員法では、職員が禁錮以上の刑に処せられた場合、法律上当然にその職を失うとともに、既に職員でない者に対して懲戒処分は行えないこととされています。元職員については、失職により既に三重県職員としての身分を有していないことから、在職中に行った非違行為に対して懲戒処分等は法律上行うことができないことをご理解ください。今後も、職員一人一人のコンプライアンス意識の向上を進めるとともに、三重県職員としての自覚や社会的責任を強く認識するよう、取り組んでまいります。	すでに実施している
3(A)	2015/2/23	提案箱	苦情	職員の登庁時間について	1～2年程前、8時30分近くになっても、多くの県職員が登庁し、8時30分の始業時に職務可能なかと申し立てたところ。本日、県庁への用務の為、8時25分に県庁前駐車場に車を止め、職員の登庁の様子をうかがっていましたが、前回と変化が見られません。特に8時25分～27分はひどかったです。失礼かもしれませんが、カルガモの親子のような登庁風景でした。いかがなものでしょうか。	総務部	人事課	県職員の登庁時間につきましてご意見をいただきありがとうございました。これまでも、勤務時間の厳守については、研修や会議等の場で職員に対して指導・徹底を図り、服務規律の確保に努めているところであり、前回職員の登庁時間についてご意見をいただいた際にも、職員に対して注意喚起を行ったところですが、再度、前回と同様のご指摘をいただくこととなり、ご心配をおかけしたことにつきまして、お詫び申し上げます。今回、再度のご指摘をいただいたことを踏まえて、職員は始業時間である8時30分までに業務開始の準備を行い、8時30分から業務を開始できるよう、余裕を持った登庁を行うことを、改めて職員に指導・徹底を行うとともに、県民の皆様からの信頼を損なうことのないよう服務規律の確保に努めてまいります。	施策の参考とする
4	2015/2/3	面談・来訪	要望	県民ホールのテレビについて	県民ホールに週に2、3回来るのですが、小学生が県民ホールにいるわけでもないのに、ホールにあるテレビで昔話ばかりやるのはなぜなのでしょう。この放送内容では大人は面白くありません。せめて昼休みの1時間だけでもニュースにするべきです。県民ホールに来る人はみんなそう言っています。重大なニュースもたくさんありますから、お昼はニュースを流してください。それが普通だと思えます。	総務部	管財課	貴重なご意見ありがとうございます。県民ホール設置のテレビを活用し、県政に関する情報発信に努めているところです。放映内容につきましては、平成33年第76回国体の三重県開催、三重の観光、文化、環境問題・木造住宅の耐震化、献血、特殊詐欺被害防止、その他県政全般の広報等様々な情報を発信しています。今回いただきましたご意見を参考に、皆様にご覧いただきやすい内容の情報発信となるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。	施策の参考とする
5(22)	2015/2/27	電子メール	提案意見	上げ馬神事について	上げ馬という無理矢理に馬で急斜面を上る行事があるようですが、馬がかわいそうなので、やめてほしいです。	健康福祉部	食品安全課	ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、これまで動物愛護管理の観点から、殴打等により馬を不必要に興奮させるといった取扱いを防止するため、上げ馬神事開催者側に対して指導を行ってきました。今後も適正な取扱いが徹底されるよう、必要に応じて改善を求めていきます。なお、いただいたご意見については神事関係者に伝えさせていただきます。	すでに実施している
6	2015/1/20	電子メール	提案意見	生活保護について	一度生活保護の見直しをするべきだと思います。確かに重い病にかかり生活が苦しい方に手厚く保障するのはわかります。しかし、我々の税金ですので、使うべきところに使っていただきたいと思っています。生活保護申請の時に詳しく調査して支給するように通達してほしいと思っています。個人のプライバシーに関わることですが、しっかりと調査し、適正なところに税金が回るようにして欲しいと思っています。	健康福祉部	地域福祉課	生活保護制度については、厚生労働省が、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等、必要な見直しを行っています。本県としては、厚生労働省の見直し内容を受け、福祉事務所への監査、職員研修等の機会を通じて、(1)保護の開始申請時における資産調査、扶養義務調査等の徹底、(2)被保護者への権利と義務の周知、(3)訪問活動の適正実施や課税状況調査の徹底を求めるとともに、保護の適正実施、不正受給の発生防止に努めています。	すでに実施している
7(8)	2015/2/13	電話	提案意見	児童福祉施設への慰問等について	子どもの虐待に心を痛めています。居住している市内にある児童福祉施設には、児童虐待で入所したり、孤児等がたくさん入所しているそうです。そこで、県職員がクリスマスプレゼントのようなものを定期的にしてはどうでしょうか。出し物をして楽しませたりしてもいいと思います。児童福祉施設の子どもはきっと喜ぶと思います。アジアのどこかの国でそういう活動をしていると本で読みました。この活動に文句を言う県民はいないでしょう。児童虐待について理解のある職員も増えることと思います。	健康福祉部	地域福祉課	ご意見、ありがとうございます。三重県では、毎年、歳末に施設入所児童や里子、被保護世帯児童に対して、図書カードを贈呈しています。また、年度末には翌年度、小・中学校に新入学する施設入所児童に対して、同じく図書カードを贈呈しています。この事業は、施設入所児童や里子、被保護世帯児童に図書カードを贈ることによって、学習意欲の向上を目指すものであり、今後も継続していきたいと考えています。	すでに実施している
8(7)	2015/2/13	電話	提案意見	児童福祉施設への慰問等について	子どもの虐待に心を痛めています。居住している市内にある児童福祉施設には、児童虐待で入所したり、孤児等がたくさん入所しているそうです。そこで、県職員がクリスマスプレゼントのようなものを定期的にしてはどうでしょうか。出し物をして楽しませたりしてもいいと思います。児童福祉施設の子どもはきっと喜ぶと思います。アジアのどこかの国でそういう活動をしていると本で読みました。この活動に文句を言う県民はいないでしょう。児童虐待について理解のある職員も増えることと思います。	健康福祉部	子育て支援課	ご意見、ありがとうございます。三重県内には12の児童養護施設があり、約400人の子どもが生活しています。各施設では、例えば春のお花見、夏のキャンプや海水浴、秋の遠足、冬のクリスマス会や餅つき大会など、四季折々の行事が行われています。また、地域の方々との交流行事や地域の祭りへの参加など、地域との交流も行われています。子どもたちが、楽しみにしている行事への参加を通して元気に暮らせるよう、県としても支援していきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。	すでに実施している

9	2015/2/19	提案箱	提案意見	ペットショップ等でマイクロチップの装着の義務化について	ペットショップで販売されている犬と猫にマイクロチップを埋め込むことを強制制度にしてほしいです。遺棄された犬と猫を新しい飼い主がもらいうける際には、保健所が飼い主要望者の確認をします。しかし、ペットショップで売られている犬と猫には、その確認がされていません。それゆえ、マイクロチップを埋めてもらうことを、法律で制度化してほしいです。そうしないとペットショップを訪れて欲しい犬を自由に買うことができます。また、ペットショップでの購入時に保健所が厳しく確認するような制度にしてほしいです。そうしないと、捨て犬が増えることを防止できません。	松阪庁舎	松阪保健所保健衛生室	貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。現在のところ、ペットショップ等でのマイクロチップの装着は義務化されていません。なお、「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正時（平成24年9月5日改正）に、国は販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向け、研究開発の推進やその成果の普及、装着に関する啓発などの施策を講じることと附則で規定されました。これを受けて環境省では殺処分ゼロに向けてマイクロチップの義務化、第一種動物取扱業（ペットショップやブリーダー）の登録条件の厳格化等の検討を進めています。三重県では、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、ペットショップ等に対しては購入者に十分な説明を行うよう監視・指導を行っております。今後も犬猫の殺処分の減少を目指して、啓発・指導を徹底してまいりますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
10	2015/2/13	面談・来訪	提案意見	斎宮跡復元建物工事について	斎王宮の復元現場の見学会に行ってきましたが、実際に見て、すごくお粗末でした。まず、鉄骨で建てていたのに、なぜなのかを現場にいる人に尋ねたところ、建築基準法があるからと答えました。鉄骨には後で木材を巻くらしいです。文化財の修復に鉄骨を使ったなんて聞いたことがありません。文化財は建築基準法の適用外ではないのですか。それに、檜皮葺（ひわだぶき）の実演をしていましたが、その横に置いてあったサンプルの断面を見るとベニヤ合板を使っていました。檜皮葺は職人が丁寧に作業していましたが、その下が合板では耐久年数が落ちます。20～30年でもてばいいところですが、いずれ張り合わせた合板が反り返ってきます。本物の檜（ひのき）や樺（けやき）を使えば200年ももつんです。20年～30年しかもたないような工法でいいんですか。費用面でも、3棟で4億と伺いました。実際10億かかるものを昨今の財政難で仕方ないんです、と言われれば仕方ありませんが、私の見る限り、本物の木材を使っても4億もかからないと思います。しかも、請負は県外の業者ではないでしょうか。このままでは、何十年か後に傷みが来て、またその業者に仕事が入ることになるだけだと思います。このような税金の無駄遣いをするくらいなら、返してくれと言いたくなります。	環境生活部	斎宮歴史博物館	史跡斎宮跡復元建物の見学会にご参加いただきありがとうございました。今回ご覧いただいた復元建物は、計画立案の当初から、明和町や地元住民の皆さん、学識者の意見をお伺いし、建物を再現するだけでなく、地下の遺構を保護するとともに、建物内に入って利活用できるよう設計しています。復元建物は、発掘調査で確認された柱の太さや本数、柱間寸法に基づき設計していますが、構造計算により、そのままと大地震の際には倒壊の危険性があることがわかりました。そのため、皆様が安全に見学し、利活用していただけるよう、建築基準法に適合させることを前提に、伝統工法とコスト、耐久性のバランスを考えて設計し、県の規定に基づき価格を算出しました。工事請負業者につきましても、県内も含め建築一式工事を請け負える事業者を対象に、公正な入札を行っています。また、今回のような現存しない建築物の復元（新築）については、文化財保護法等によって文化財指定された建築物の修理等ではないため、建築基準法第3条による適用除外の対象とはなりませんので、ご了解ください。今後とも、斎宮跡の史跡公園整備事業に御理解とご支援をよろしく願います。	施策の参考とする
11	2015/3/2	電子メール	要望	サービス残業について	大企業でサービス残業が酷い状況になっています。サービス残業は違法です。行政で取り締まってください。パワハラも酷く、人前で大声で叱責したり、職制を利用したパワハラもあります。労働組合も動いてくれません。パワハラ、サービス残業の取締りを、県をあげて行ってください。有給休暇も取れず、このままでは結婚もできません。	雇用経済部	雇用対策課	サービス残業やパワハラ、劣悪な条件での労働など、労働基準法が著しく守られていない会社を監督・指導する権限は国が持っており、地域にあります労働基準監督署がその業務を担っています。労働基準監督署に通報するには、色々な証拠資料等が必要になると思いますので、まずは、監督指導権限をもつ三重労働局や労働基準監督署が設置する「総合相談コーナー」や、厚生労働省が開設する「労働条件相談ほっとライン」にご相談いただけますようお願いいたします。また、県においても、「三重県労働相談室」を設置し、専任の相談員がアドバイスを行っておりますので、ご活用ください。《相談窓口》・「三重労働局等の総合相談コーナー」三重労働局…059-226-2110四日市労働基準監督署…059-351-1661 ・「労働条件相談ほっとライン」……フリーダイヤル0120-811-610・「三重県労働相談室」……059-213-8290	すでに実施している
12	2015/2/25	電子メール	提案意見	「みえの国観光大使」の委嘱について	桑名市出身の人気女性声優を「みえの国観光大使」に就け、三重県の魅力を広く紹介し、イメージアップを図るための情報発信を行ってほしいです。近年では、人気声優に観光大使などを委嘱する自治体が全国的に増えつつあります。三重県で観光大使を務めている声優はまだ一人もいないので、大きな話題を呼ぶはずですが、声優なので、観光施設のガイド音声や観光PR動画のナレーション、方言での朗読などを担当してもらえれば、彼女の能力や特性を生かせると思います。是非とも前向きにご検討願いたいです。	雇用経済部	観光政策課	この度は、女性声優のみえの国観光大使にご推薦いただき、ありがとうございました。みえの国観光大使については、本県の魅力を国内外に広くPRするために制度を設けており、これまでの活動状況、本県や出身市町との関わり、影響力等を総合的に踏まえて知事が委嘱し、現在、芸能界や実業界等で活躍されていらっしゃる34名の方々にご就任いただいております。 ・みえの国観光大使のHP： http://www.kankomie.or.jp/taishi/ 本県としましては、声優として今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げるとともに、いただきましたご意見も参考にしながら、みえの国観光大使制度をより良いものにして、本県の魅力発信に努めて参りたいと思います。この度は、貴重なご意見をありがとうございました。	施策の参考とする
13	2015/2/12	電話	提案意見	観光PRについて	鈴鹿市に住んでいます。市内である歌手がコンサートをするそうです。この歌手はご当地ソングで有名な歌手ですし、今大変人気があります。熊野古道や伊勢神宮をテーマにした歌を歌っています。そこで提案なのですが、三重県の観光PRを目的に知事との対談を企画してはどうでしょうか。	雇用経済部	観光誘客課	この度は、三重県の観光情報発信にご提案をいただき、誠にありがとうございます。この歌手は、現在展開中の「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです～」において、「三重県観光キャンペーン応援特使」にご就任いただき、三重県をPRしていただいております。この歌手には、ご当地ソングである「伊勢めぐり」「鳥羽の旅」を歌い続けること等を通じて、三重の魅力在全国に広めていただきたいと考えております。	施策の参考とする
14	2015/2/19	電子メール	提案意見	日本酒などによる海外誘客について	訪日外国人観光客向けにイベントを開催し、三重県の伝統工芸品、食品、日本酒などを販売すると良いと思います。日本酒は一種の御神酒です。11月後半から1月にかけての新酒の時期はもっとも美味しい日本酒が飲めるので、魅力があると思います。新酒のできる時期に大規模な日本酒のお祭りを開催してはどうですか。冬の観光客が少ない時期に訪日外国人観光客など大勢の日本酒ファンを作ることができると思います。世界中から人が集まるので、このイベントに合わせて伊勢神宮などの観光地をさらにPRすると良いと思います。	雇用経済部	国際戦略課	日本酒などによる海外誘客につきまして、貴重なご意見を賜りありがとうございました。三重県では、広域的な取組である「昇龍道日本銘酒街道推進会議」に参画し、日本酒・酒蔵めぐりをテーマとした旅行商品の造成や、海外への情報発信を行っています。また、旅行会社の県内現地視察の際には、地元産の日本酒を活用したプロモーションなども行っています。引き続き、関係者と連携して三重県への誘客に取り組んでまいります。	すでに実施している
15(A)	2015/2/17	電話	苦情	職員の対応について	景観まちづくり課の職員に電話で質問していたところ、知らないものは知らない、と一方的に電話を切られました。県民をそんな粗末に扱うとはどういうことですか。分からなかったら、調べて折り返し電話しますと答えるべきではないのですか。建設工事の種類は28業種あり、今はそこに看板の設置に関する業種は入っていません。それが、29番目として解体業がこの4月から加わり、続いて看板の設置に関する業種も30番目の業種として加わるのではないかと聞かれています。私はそれが事実かどうか、今後どうなるのかを知りたくて電話しただけです。担当者は業界紙にそのようなことが載っているのは読んで知っていたようですが、それ以上のことは知らないという強い口調で言い、一方的に電話を切られました。そのような職員は処分されるべきだと思います。	県土整備部	景観まちづくり課	職員の対応に不快な思いをされたことにお詫び申し上げます。ご指摘のとおり、お問い合わせに対してその場で即答ができないような場合には、お時間をいただき、更に調べた上で、ご説明するなどの対応をさせていただくべきでした。今回対応した職員には、厳重に注意を行うとともに、同趣旨を課内で改めて徹底しましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。また、お問合せの件について国土交通省に問い合わせたところ、現在のところ建設業の許可業種に「屋外広告物工事（屋外広告物の製作、加工、設置に関する工事など）」を新たに追加する予定は無いとのことでした。建設業種の追加が国土交通省において行われた場合には、国、県（県土整備部建設業課（電話059-224-2660）等）から周知をさせていただきます。なお、屋外広告物工事の建設業の許可業種への追加については、屋外広告物法の所管部局である景観まちづくり課でも状況を把握し、お問合せに答えさせていただきます。	すでに実施している

16	2015/2/9	提案箱	要望	河川の堤防の管理について	伊勢市内の大堀川の東大淀町、柏町付近の堤防について、草刈又はコンクリートで固めることをお願いします。夏暑いので大変です。	伊勢庁舎志摩庁舎	伊勢建設事務所保全室	河川堤防の草刈は、治水上特に重要な区域である重要水防区域内において、堤防の異常を発見することを目的に、年1回草刈を実施しています。ご意見を頂きました二級河川大堀川右岸側の伊勢市東大淀町、柏町付近は、堤防の裏側を含む全体の草刈りは困難ですが、重要水防区域となっており、異常の発見を目的に年1回、堤防の川表側（水が流れる側）及び、堤防の天端（堤防の管理用道路）の草刈を実施しています。また、大堀川の河口より約0.5kmの区間は、草の繁茂を抑えるためのものではなく、高潮の影響を受ける可能性があるため、堤防全体のコンクリートで覆っています。今後も、引き続き、適正な維持管理に努めていきますので、ご理解頂きますようよろしくお願いします。	反映は困難である
17	2015/2/16	電話	提案意見	道路の安全対策について	犬の散歩のため、名張市桔梗が丘から国道165号を南に折れて国道368号に入り、国道368号を津市美杉町の方角に向かって毎日歩いています。歩道を歩いているのですが、強風で枯れた松の枝が折れて落ちてくるのです。それがすごい量なのです。道を歩いている身が危険を感じるほどのです。怪我をしそうなのです。あんなに落ちてくるようでは車の走行も危ないと思います。みんな困っています。私は代表して電話しているのです。どうにかならないものですか。個人の持ち物の山に生えている松ならばどうにもならないことは理解できますが、できる範囲でいいので安全対策を取ってください。	伊賀庁舎	伊賀建設事務所保全室	この度はご意見ありがとうございます。当該道路を管理している伊賀建設事務所では、通行車両や歩行者の安全確保を目的に、通行の支障となっている雑木等を随時伐採しています。当該区間の道路法面では、雑木や松が成長しており、強風等により倒木が発生したことから、枯木の分布状況を確認し、順次伐採をしています。伐採するに当たり、関係者と調整が必要な箇所については、調整が整い次第作業を進めますので、ご理解のほどよろしく願います。	次年度以降に反映したい
18	2015/3/9	封書・葉書	提案意見	アルコール問題撲滅のための提案について	日本社会は、冠婚葬祭・新年会・忘年会・歓送迎会・神社のお祭り・その他あらゆる集まりに必ずアルコールが出ます。アルコールは、非常に依存性の強いものであるにも関わらず、社会の中に放置されています。そこで、1年に1か月間、例えば12月・1月・3月・4月の飲む機会が多い時期に、国を挙げて断酒する、または県をあげて断酒してはいかがでしょうか。	議会事務局	議会事務局	いただきましたご意見は、議員に周知します。	すでに実施している
19 (20)	2015/1/20	電子メール	提案意見	高校の授業料や学力テストについて	公立高等学校の授業料を一度無料にしてみたいかがでしょうか。教育の支援が充実しているようにすれば県民が増える可能性もあると思います。また、全国学力テストで、小学校では、なぜ最下位になってしまったと思いますか。個人的な見解ではありますが、やはり小学校教員の指導不足だと考えています。予算がかかるのは承知ですが、毎年、県内全ての小中学校で統一のテストを受けさせるべきだと思います。そして学校名を成績順に公表するべきだと思います。そうすれば、教員の意識も変わるかと思いますが、弱点としては、成績の悪い子を休ませるなどが出てくる恐れもありますので、全員受けることを義務付けてください。	教育委員会	小中学校教育課	県教育委員会では、全国学力・学習状況調査結果から、これまでの学力の定着・向上のための取組が十分であったとは言い難い状況にあることに対して、申し訳なく感じています。このような状況を受け、先進県に学び、本年度から、主として活用に関する問題を中心に学力の定着を確認するためのテスト「みえスタディ・チェック」を県が作成し、市町教育委員会を通じて各小中学校での取組を進めています。「みえスタディ・チェック」では、教員が児童生徒の学力の状況を確認して授業改善のために活用することや、児童生徒のきめ細かな指導に役立てることを主たるねらいとしており、次年度に向けて、より実効性を高めるための改善を進めています。なお、学校名を成績順に公表することは、実施の趣旨を踏まえ、学校の序列化や過度な競争を生じさせない観点から、行わないこととしています。加えて、授業や家庭学習で活用できるワークシートを県教育委員会が作成し、全小中学校での積極的な活用を進めています。県教育委員会としては、子どもたちの学力の育成は、公教育として学校が果たすべき根幹的な役割であるとの認識のもと、県民の皆様のご意見を踏まえ、市町教育委員会と連携し、より効果的な取組を推進してまいります。ご理解とご協力を引き続きよろしくお願いいたします。	すでに実施している
20 (19)	2015/1/20	電子メール	提案意見	高校の授業料や学力テストについて	公立高等学校の授業料を一度無料にしてみたいかがでしょうか。教育の支援が充実しているようにすれば県民が増える可能性もあると思います。また、全国学力テストで、小学校では、なぜ最下位になってしまったと思いますか。個人的な見解ではありますが、やはり小学校教員の指導不足だと考えています。予算がかかるのは承知ですが、毎年、県内全ての小中学校で統一のテストを受けさせるべきだと思います。そして学校名を成績順に公表するべきだと思います。そうすれば、教員の意識も変わるかと思いますが、弱点としては、成績の悪い子を休ませるなどが出てくる恐れもありますので、全員受けることを義務付けてください。	教育委員会	予算経理課	公立高等学校の授業料を無料にしてみたいかがどうか、とのご提案についてお答えします。三重県立高等学校では、平成26年度から就学支援金制度を導入しています。就学支援金制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。返済は不要です。三重県立高等学校の授業料は、就学支援金と同額ですので、就学支援金を受給すれば、三重県立高等学校における授業料負担はありません。なお、就学支援金を受給するには、保護者等の市町村民税所得割額の合計が30万4200円未満（年収910万円程度）の世帯（※）であるなどの要件を満たす必要があります。※ 市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算により判断します。また、年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安です。	すでに実施している

2 1	2015/ 1/22	封書・ 葉書	提案 意見	学力テスト について	<p>三重県の学力テストの成績が悪すぎます。過去にも三重の学力向上県民運動とかなるものを行っていますが、新たに設置されたものも遅きに失するものばかりです。新しい年が来たのに何も対策が見られません。尾鷲地方にだけ職員を配置しても変わらないし、全体の底上げが必要です。教育委員会の幹部は何も知恵がないらしいので、早く替えるべきです。教育長以下を替えなければ同じことしかしないため、現状は変わりません。新聞で発表されたように小中学校の統廃合についても、三重県は全然進んでいません。これからどんなことをやっていくのか公表してほしいです。いつもの県民の声の回答のような、誰も責任を取らない、他人事のような回答は望んでいないので、県民を馬鹿にしたような回答はやめてください。</p>	教育 委員会	小 中 学 校 教 育 課	<p>県教育委員会では、全国学力・学習状況調査結果から、これまでの学力の定着・向上のための取組が十分であったとは言い難い状況にあることに対して、申し訳なく感じています。これまでの取組に加え、新年に入ってから、県が作成したワークシートを「まなびばセット」としてまとめて各学校に配付したり、ホームページに掲載したりして各学校の状況に応じて使用できるようにする等取組を加速させています。今後も授業や家庭学習の使えるワークシートを充実させ、平成27年度には倍増する予定です。尾鷲庁舎に配慮した3名の指導主事は、点在する小中学校を効率的に訪問することが可能となり、東紀州地域の市町教育委員会とも連携して、域内全ての小中学校への支援を進めています。この取組状況や成果を踏まえ、他地域における効果的な支援体制づくりについても検討していきたいと考えています。また、県民運動の一環で12月に開催した「フォローアップイベント」には、学校関係者等約750名が参加しました。この中で、本年度の全国学力・学習状況調査で著しい成果を上げられた沖縄県教育庁から職員をお招きし、その取組に学びました。特に、校長のリーダーシップの重要性を改めて確認するとともに、指導主事による学校訪問時においても、沖縄県の効果的な取組を活用し、より実践的なものとしています。課題である国語では、1月と2月に文部科学省から小学校国語の教科調査官を招いて研修会を開催しました。この研修会には、全小学校から必ず参加することとし、授業公開とそれをもとにした調査官の講演を行い、実践を通じて教員の指導力の向上に取り組みました。県教育委員会では、市町教育委員会と連携して学校の取組を支援するとともに、学力の向上と一定の相関があるとされている生活習慣や学習習慣の確立についても引き続き、家庭や地域と連携し取り組んでまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>	す で に 実 施 し て い る
2 2 (5)	2015/ 2/27	電子 メール	提案 意見	上げ馬神事 について	<p>上げ馬という無理矢理に馬で急斜面を上る行事があるようですが、馬がかわいそうなので、やめてほしいです。</p>	教育 委員会	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	<p>ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。県教育委員会では、上げ馬神事について、神事における馬の取扱い、青少年の健全育成、神事の安全な実施の観点から改善が行われるよう、指定文化財の保持団体に対し、これまで勧告や助言を行ってきました。また、今年度の神事についても、上記の勧告や助言内容を踏まえ、文化財の適切な継承が行われるよう求めました。今後も、さらなる改善に向けて、引き続き適切な取組が行われるよう、文化財保持団体に求めていくこととしています。ご意見につきましては、地元関係者に伝えさせていただきます。</p>	反 映 は 困 難 で あ る

平成 26 年度「県民の声を受けて」の年間概要

平成 27 年 4 月 14 日
戦 略 企 画 部

県民の声を受けて、平成 26 年度(4 月から 3 月まで)に、県ホームページに公表した県民の声と県の対応について、その概要は以下のとおりです。

声の件数は 397 件で、このうち 37 件については複数の所属が対応しており、県の対応件数は 440 件となっています。

1 声の種別 (件)

区分	提案・意見	苦情	要望	照会	相談	激励・賛同	その他	計
件数	275	62	42	43	2	16		440
	(533)	(86)	(70)	(62)	(2)	(11)		(764)

注1) () 書は平成 25 年度です。

2 対応部局別反映区分 (件)

部局等	区分	既の実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部		4	1		1	2		8
戦略企画部		13	2	1	1	4	2	23
総務部		30	5			16	14	65
健康福祉部		63	1		3	22	4	93
環境生活部		28	2	3	3	9	6	51
地域連携部		20	8	1	2	9	5	45
農林水産部		17	2	1		3	3	26
雇用経済部		13	2	1	1	10	2	29
県土整備部		10	4	1	1	2	6	24
出納局		2						2
企業庁		2	1					3
病院事業庁		1						1
議会事務局		16					1	17
監査委員事務局		1						1
人事委員会事務局			1					1
教育委員会事務局		35	1		1	6	5	48
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局						3		3
計		255	30	8	13	86	48	440
		(446)	(47)	(14)	(4)	(170)	(83)	(764)

注 2) () 書は平成 25 年度です。

注 3) 各庁舎事務所等は、本庁各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの

平成 26 年度年間対応件数 440 件のうち、職員の執務態度等に関する意見、苦情等は 44 件ありました。その内容は次のとおりです。

- ア 職員の電話や応対に関する意見、苦情等：8 件
- イ 職員の服装、勤務に関する意見、苦情等：12 件
- ウ 職員の行動・マナーに関する意見、苦情等：16 件
- エ 職員の来庁者応対等へのお礼等：8 件

(2) 多数寄せられた声

平成 26 年度年間対応件数 440 件のうち、多く寄せられた声は次のとおりです。(10 件以上)

- ア 動物愛護に関するもの：35 件
- イ 学校教育に関するもの：28 件
- ウ 道路等の維持管理、整備に関するもの：17 件
- エ 農林水産業施策に関するもの：16 件
- オ 県議会に関するもの：16 件
- カ 県税の賦課徴収に関するもの：15 件
- キ 医療政策に関するもの：15 件
- ク 県有施設の管理等に関するもの：15 件
- ケ 受動喫煙対策等に関するもの：14 件
- コ 少子化対策に関するもの：12 件
- サ 総合博物館に関するもの：12 件
- シ 障がい者施策に関するもの：11 件